

10月から下水道使用料が変わります

平成29年10月の下水道使用料改定1段階目に引き続き、10月に2段階目の使用料改定を行います。

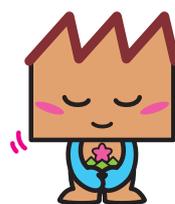
平成29年市議会第1回定例会において、「桐生市下水道条例等の一部を改正する条例案」が可決され、下水道使用料および農業集落排水使用料を3段階で改定することとなりました。今回の改定は、3

段階のうち2段階目を実施するもので、新里地区の下水道使用料および農業集落排水使用料の改定はありません。

なお、3段階目の改定は平成32年4月に行います。下水道、農業集落排水を使用している皆様にはご負担をおかけしますが、今後もより一層の経営努力を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせは、下水道課業務係（☎内線749・678）、新里支所地域振興整備課建設係（☎742218）へ。

※表の使用料は、消費税込みの月額です。消費税改定の際は、その分が加算されます。



平成30年10月改定（改定2段階目）

桐生地区

使用水量	現行使用料	改定後使用料	比較
10m ³	1,080円	1,080円	0円
20m ³	1,900円	2,268円	368円
30m ³	2,721円	3,456円	735円
50m ³	4,363円	5,832円	1,469円
100m ³	8,467円	11,772円	3,305円
500m ³	41,731円	59,292円	17,561円
1,000m ³	83,311円	118,692円	35,381円

新里地区（農業集落排水事業含む）

使用水量	現行使用料	改定後使用料	比較
10m ³	1,080円	1,080円	0円
20m ³	2,268円	2,268円	0円
30m ³	3,456円	3,456円	0円
50m ³	5,832円	5,832円	0円
100m ³	11,772円	11,772円	0円
500m ³	59,292円	59,292円	0円
1,000m ³	118,692円	118,692円	0円

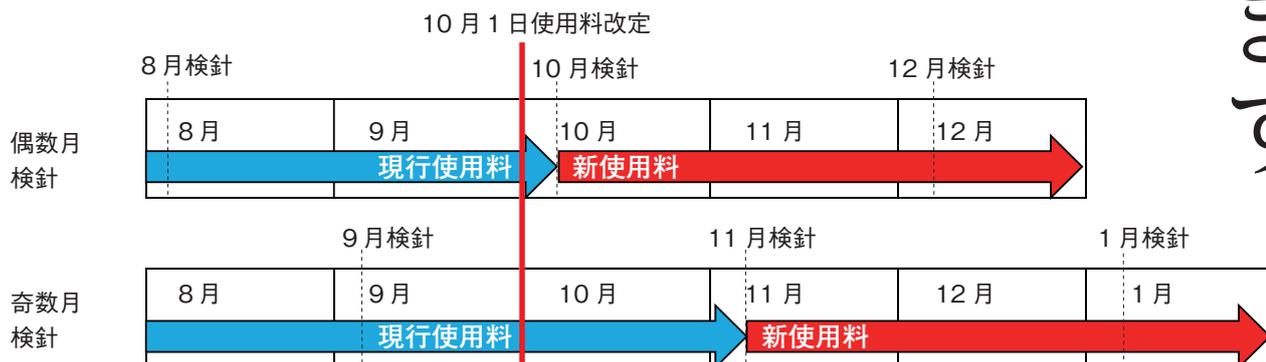
※今回の改定で、桐生地区と新里地区の使用料が統一されます。

平成32年4月改定（改定3段階目） 市内共通

使用水量	平成30年10月使用料	改定後使用料	比較
10m ³	1,080円	1,080円	0円
20m ³	2,268円	2,700円	432円
30m ³	3,456円	4,320円	864円
50m ³	5,832円	7,560円	1,728円
100m ³	11,772円	15,660円	3,888円
500m ³	59,292円	80,460円	21,168円
1,000m ³	118,692円	161,460円	42,768円

新使用料への移行時期について（平成30年10月改定時）

下水道使用料は2か月分ごとに検針を行っているため、使用料も2か月分をまとめて納めていただいています。改定後の使用料の納付については、下の図表のとおりです。



下水道使用料、農業集落排水使用料改定の概要

下水道使用料比較表

処理区域	平成 29 年 10 月から (現行)		平成 30 年 10 月から (改定 2 段階)		平成 32 年 4 月から (改定 3 段階)	
桐生地区	基本使用料 10m ³ まで	1,080 円	基本使用料 10m ³ まで	1,080 円	基本使用料 10m ³ まで	1,080 円
	従量使用料 11 ~ 100m ³	82.08 円				
	101 ~ 5,000m ³	83.16 円				
	5,001m ³ ~	84.24 円				
新里地区 (農業集落排水事業含む)	基本使用料 10m ³ まで	1,080 円	従量使用料 11m ³ ~	118.8 円	従量使用料 11m ³ ~	162 円
	従量使用料 11m ³ ~	118.8 円				

改定後の使用料計算 1 か月の標準的な使用水量 20m³ (2 か月で 40m³) 使用した場合 (比較のため消費税は 8 % で計算)

平成 30 年 10 月改定の使用料で計算した場合				
基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料 (11m ³ ~ 20m ³ まで)	消費税 8%	1 か月分使用料	2 か月分使用料
1,000 円	+ 10m ³ × 110 円 = 1,100 円	+ 168 円	= 2,268 円	4,536 円
平成 32 年 4 月改定の使用料で計算した場合				
基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料 (11m ³ ~ 20m ³ まで)	消費税 8%	1 か月分使用料	2 か月分使用料
1,000 円	+ 10m ³ × 150 円 = 1,500 円	+ 200 円	= 2,700 円	5,400 円

※下水道使用料、農業集落排水使用料は、2 か月に 1 度の上水道の検針による使用水量に応じて算出します。よって、1 か月ごとの使用料については、使用水量を 2 分の 1 にして基本使用料および従量使用料の算出根拠としています。

桐生市「マンホールカード」を配布

全国には、その土地の文化や歴史、名所、名産などをデザインした様々なマンホールの蓋があります。

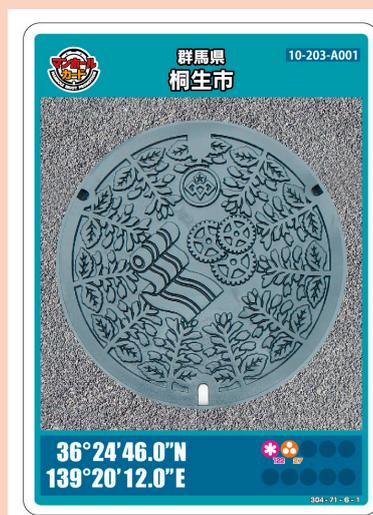
マンホールカードは、これらのデザインマンホールをきっかけに下水道への関心を深めるため、カード型の広報パンフレットとして全国約300自治体で配布されています。

市でも、4月28日(土)からマンホールカードを配布します。直接取りに来た人に1人1枚渡しますので、ぜひお越しください。

問い合わせは、下水道課維持係(☎内線752)へ。

配布場所=下水道課(市役所2階)※土、日、祝日、年末年始は、市役所1階の宿日直室で配布

配布時間=午前9時~午後5時



デザインの由来




設置開始 1990年




中央に「反物」と機械金属の「歯車」、それを囲むように桐生市の花「サルビア」をあしらひ、上部に「市章」を配置したデザインとなっています。桐生市は古くから織物の町として栄え、奈良時代には絹織物を朝廷に献上した記録が残されています。また、のちに日本を代表する織物産地に成長したことから、「織都」の異名をとるまでになりました。本カードの位置座標が示しているのは日本遺産のひとつ「桐生織物記念館」で、館内には図柄のモチーフになった反物などが展示されています。市内には本デザインのほか、昆虫の図柄のマンホール蓋もありますので、ぜひ桐生市に来て探してみてください。

1804-00-001
桐生市水道局 ©GKPマエプロ

